

【70 歳未満の方】

所得区分 (標準報酬月額)	【変更前】 ～令和 8 年 7 月	【変更後】 令和 8 年 8 月～令和 9 年 7 月	
	月額上限	月額上限	年間上限
83 万円以上	252,600 円 + (総医療費 － 842,000 円) × 1% [140,100 円]	270,300 円 + (総医療費 － 901,000 円) × 1% [140,100 円]	1,680,000 円
53 万円以上 83 万円未満	167,400 円 + (総医療費 － 558,000 円) × 1% [93,000 円]	179,100 円 + (総医療費 － 597,000 円) × 1% [93,000 円]	1,110,000 円
28 万円以上 53 万円未満	80,100 円 + (総医療費 － 267,000 円) × 1% [44,400 円]	85,800 円 + (総医療費 － 286,000 円) × 1% [44,400 円]	530,000 円
28 万円未満	57,600 円 [44,400 円]	61,500 円 [44,400 円]	530,000 円
低所得者 (市町村民税非課税者)	35,400 円 [24,600 円]	36,900 円 [24,600 円]	290,000 円

注 1

[]は多数回該当の場合です。

多数回該当とは、当月を含む過去 12 か月以内に同一保険者内で高額療養費に該当した月が 3 か月以上あった場合、4 か月目以降は自己負担限度額が低くなる制度です。

注 2

低所得者は、療養のあった月の標準報酬月額が 53 万円以上の組合員及び被扶養者を除きます。

次ページに続きます。

【70 歳以上 75 歳未満の方】

所得区分 (標準報酬月額)		【変更前】 ～令和 8 年 7 月		【変更後】 令和 8 年 8 月～令和 9 年 7 月		
		月額上限		月額上限		年間上限
		外来特例	外来以外	外来特例	外来以外	
現役並み所得者	83 万円以上	252,600 円 + (総医療費 － 842,000 円) × 1% [140,100 円]		270,300 円 + (総医療費 － 901,000 円) × 1% [140,100 円]		1,680,000 円
	53 万円以上 83 万円未満	167,400 円 + (総医療費 － 558,000 円) × 1% [93,000 円]		179,100 円 + (総医療費 － 597,000 円) × 1% [93,000 円]		1,110,000 円
	28 万円以上 53 万円未満	80,100 円 + (総医療費 － 267,000 円) × 1% [44,400 円]		85,800 円 + (総医療費 － 286,000 円) × 1% [44,400 円]		530,000 円
一般	28 万円未満	18,000 円 (年間上限 144,000 円)	57,600 円 [44,400 円]	22,000 円	61,500 円 [44,400 円]	外来特例 216,000 円 外来以外 530,000 円
低所得者Ⅱ (市町村民税非課税者)		8,000 円	24,600 円	11,000 円	25,700 円 [24,600 円]	外来特例 96,000 円 外来以外 290,000 円
低所得者Ⅰ (市町村民税非課税者 で一定所得以下)		8,000 円	15,000 円	8,000 円	15,700 円	180,000 円

注 1

[] は多数回該当の場合です。

多数回該当とは、当月を含む過去 12 か月以内に同一保険者内で高額療養費に該当した月が 3 か月以上あった場合、4 か月目以降は自己負担限度額が低くなる制度です。

注 2

「現役並み所得者」とは、療養のあった月の標準報酬月額が 28 万円以上の組合員とその被扶養者です。

ただし収入額による再判定を行い、70 歳以上の被扶養者がいない方で年収額 383 万円未満の場合、70 歳以上の被扶養者・旧被扶養者（後期高齢者医療制度の被保険者となったことにより被扶養者でなくなった方。被扶養者でなくなった日の属する月以後 5 年を経過するまでの間に限る）がいる組合員で合計年収額 520 万円未満の場合は、申請により「一般」区分になります。

組合員が市町村民税非課税者である場合、70 歳以上の組合員と被扶養者の所得区分は「低所得者Ⅱ」になります。

組合員の医療保険上の世帯全員が市町村民税非課税者である場合、70 歳以上の組合員と被扶養者の所得区分は「低所得者Ⅰ」となります。ただし、低所得者Ⅱ及び低所得者Ⅰは療養のあった月の標準報酬月額が現役並み所得の組合員及び被扶養者は除きます。

上記に該当しない組合員、被扶養者の所得区分は「一般」となります。

注 3

75 歳到達月については、加入する医療保険制度が変わることによる影響を防ぐため、以前に加入していた医療保険制度（健康保険など）と後期高齢者医療制度と、それぞれの自己負担限度額は上記の金額の半分の適用されます。

※75 歳（一定の障害がある場合は 65 歳）以上の人は、すべて「後期高齢者医療制度」に加入することになります。